

後期高齢者医療保険料の改定



令和8・9年度の保険料率と賦課限度額

後期高齢者医療の保険料は、全ての被保険者が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算されます。

医療分の保険料率は2年ごと、令和8年4月1日から始まる「子ども・子育て支援金制度」に係る子ども分の保険料率は1年ごとに静岡県後期高齢者医療広域連合が算定しており、令和8・9年度の保険料率は次のとおり改定されました。また、中間層の負担を軽減するために賦課限度額が引き上げられました。

医療分	令和6・7年度	令和8・9年度	【新設】子ども分	令和8年度
所得割率	9.49%	9.35%	所得割率	0.25%
均等割額	47,000円	51,100円	均等割額	1,400円
賦課限度額	80万円	85万円	賦課限度額	21,000円



均等割額の軽減割合の変更

低所得の高齢者の負担増を抑えるため、医療費分の均等割額にかかる7割軽減について、令和8・9年度に限り、さらに0.2割の軽減が追加されます。

令和7年度	令和8・9年度	増減
7割軽減	7.2割軽減 ※医療費分のみ	+ 0.2割



均等割額の軽減対象の拡大

均等割額の5割軽減および2割軽減について、所得の低い人の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

区分	現行	改正後	改正箇所
5割	$(43万円 + (給与所得者等の数^{※3} - 1) \times 10万円 + 30.5万円) \times 世帯の被保険者数$ 以下のとき	$(43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + 31万円) \times 世帯の被保険者数$ 以下のとき	30.5万円 → 31万円
2割	$(43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + 56万円) \times 世帯の被保険者数$ 以下のとき	$(43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + 57万円) \times 世帯の被保険者数$ 以下のとき	56万円 → 57万円

※3 給与所得を有する人(給与収入55万超)または公的年金などに係る所得を有する人(公的年金などの収入額60万超(65歳未満)または110万超(65歳以上))^{※4}の数

※4 公的年金などに係る特別控除(15万)後は110万を125万円となるように読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

令和8年度国民健康保険税の改定



令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始

「子ども・子育て支援金制度」は、全ての世代や企業のみならずからの支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。制度開始に伴い、令和8年度から国民健康保険税の賦課区分に子ども・子育て支援納付金分が追加されます。

なお、18歳未満の子ども分の均等割額は全額軽減され、その分の必要な額は、全ての18歳以上の被保険者に按分して徴収されます。

【新設】 子ども・子育て 支援納付金分	所得割	0.24%
	均等割	1,650円
	18歳以上均等割	150円



課税限度額の見直し

国の税制改正により、令和8年度から国民健康保険税の医療給付費分の課税限度額が引き上げられるとともに、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が設定されました。限度額を超えた分は減額されます。

区分	現行	改正後	増減
医療給付費分	66万円	67万円	+ 1万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	—
介護納付金分	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円	+ 3万円
計	109万円	113万円	+ 4万円



軽減判定所得基準額の見直し

令和8年度から、低所得世帯を対象に国民健康保険税の均等割と平等割の軽減が拡大されます。世帯主と国保被保険者および特定同一世帯所属者^{※1}の前年総所得金額などが下記金額以下の場合、一定の割合で保険税が軽減されます。

均等割…国保被保険者数×均等割額 平等割…1世帯に対する金額

区分	現行	改正後	改正箇所
5割	$43万円 + 30.5万円 \times 被保険者数$ (特定同一世帯所属者を含む) + $10万円 \times (給与所得者等^{※2}の数 - 1)$	$43万円 + 31万円 \times 被保険者数$ (特定同一世帯所属者を含む) + $10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)$	30.5万円 → 31万円
2割	$43万円 + 56万円 \times 被保険者数$ (特定同一世帯所属者を含む) + $10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)$	$43万円 + 57万円 \times 被保険者数$ (特定同一世帯所属者を含む) + $10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)$	56万円 → 57万円

※1 特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人 ※2 給与所得者等：一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

